
稲美町第 3 期国保データヘルス計画・ 第 4 期特定健康診査等実施計画

- 概要版 -

1 計画の概要（本紙第 1 章・第 6 章）

（1）計画の趣旨

稲美町では、被保険者の健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することにより、健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上を図り、結果として医療費の適正化にも資することを目的とし、データヘルス計画を策定し保健事業の実施、評価、改善等を行うこととする。

（2）計画の期間

本計画の期間は、令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間とする。

（3）実施体制

稲美町では、被保険者の健康の保持増進を図り、病気の予防や早期回復を図るために、国保部局が中心となって、関係部局や関係機関の協力を得て、保険者の健康課題を分析し、計画を策定する。計画策定後は、計画に基づき効果的・効率的な保健事業を実施して、個別の保健事業の評価や計画の評価をし、必要に応じて計画の見直しや次期計画に反映させる。また、後期高齢者医療部局や介護保険部局、生活保護部局（福祉事務所等）と連携してそれぞれの健康課題を共有するとともに、後期高齢者や生活保護受給者の健康課題も踏まえて保健事業を展開する。

（4）評価・見直し

最終年度となる令和 11（2029）年度に評価・見直しを行うほか、中間時点等計画期間途中に進捗確認を実施します。

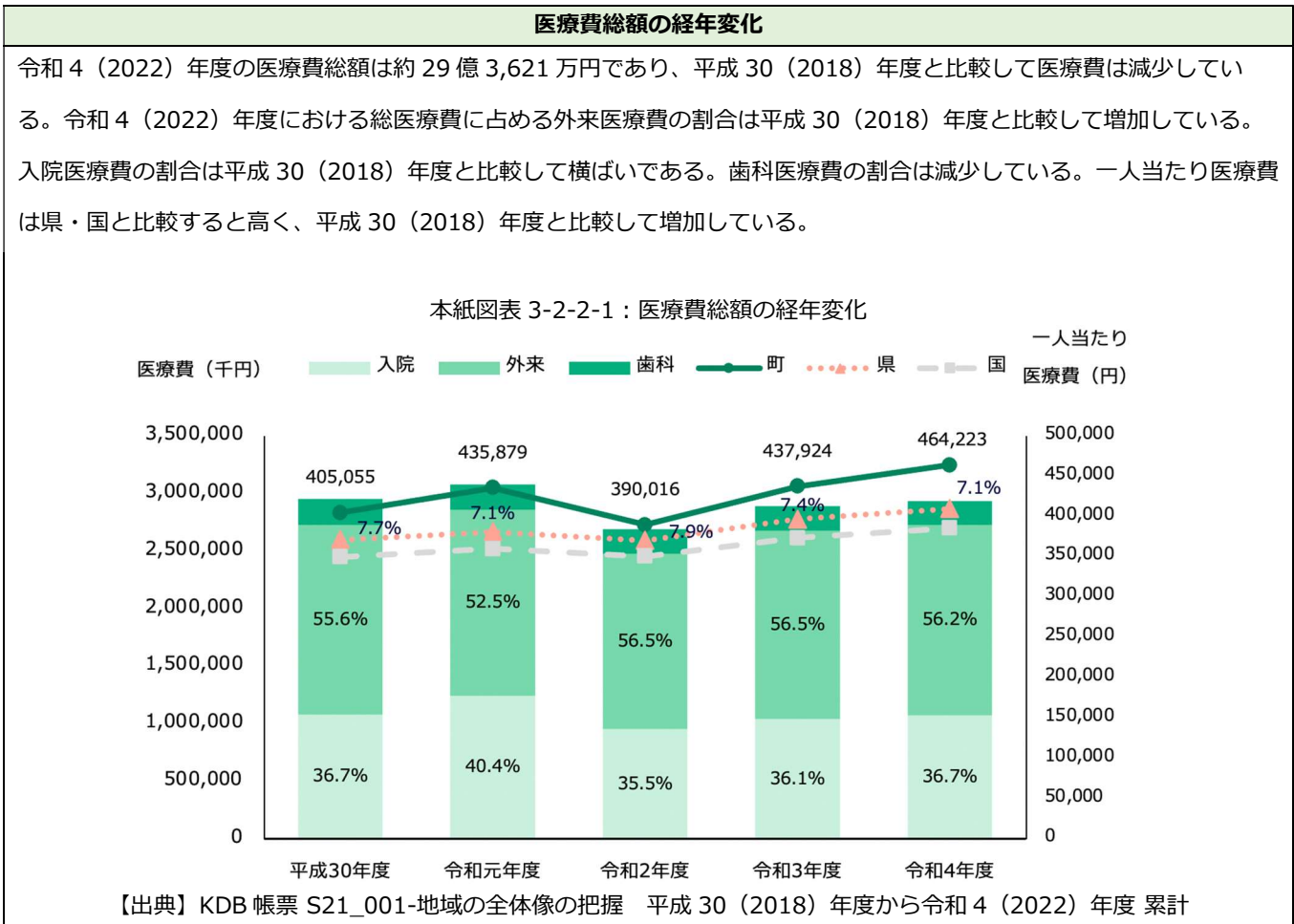
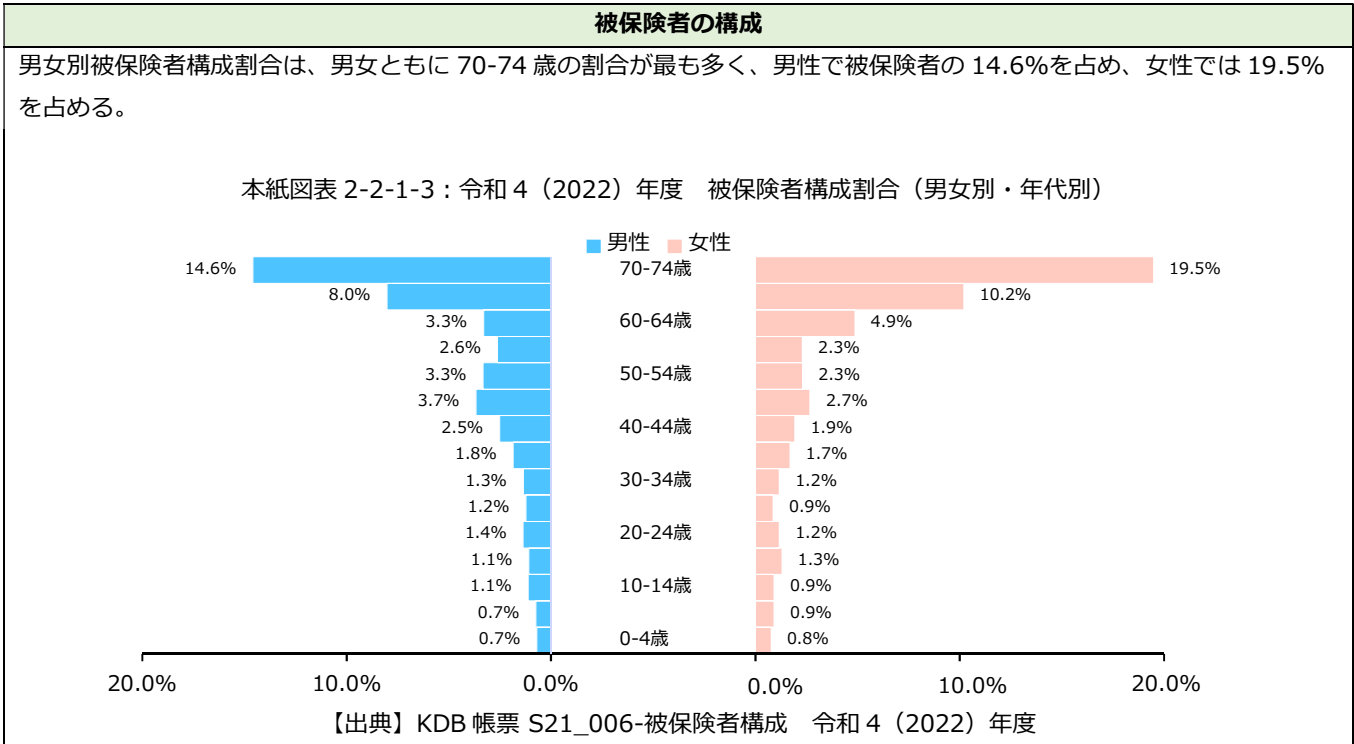
2 前期計画の評価（本紙第1章）

各事業の達成状況について、達成状況「A」の事業は「糖尿病性腎症重症化予防事業」「ジェネリック医薬品の差額通知事業」であった。「B」の事業は「ポピュレーションアプローチとしての健康支援員事業の推進」「特定保健指導利用勧奨事業」「生活習慣病重症化予防事業」であった。「C」の事業は「生活習慣病予防知識の普及啓発事業」「特定健康診査受診勧奨事業・特定健診未受診者対策」であった。

個別目的	対応する個別保健事業	達成状況 (A,B,C,D,E)	継続可否
健康に無関心な人が多い (主体的な健康づくり) /健康に無関心な人を減らす	● 生活習慣病予防知識の普及啓発事業	C	継続※1
	● ポピュレーションアプローチとしての健康支援員事業の推進	B	継続※2
生活習慣病のリスク未把握者が多い (特定健康診査未受診者が多い) /生活習慣病のリスク未把握者を減らす	● 特定健康診査受診勧奨事業・ 特定健診未受診者対策	C	継続
メタボ該当者・メタボ予備群該当者が多い /メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の割合を減らす	● 特定保健指導利用勧奨事業	B	継続
受診勧奨値を超える人が多い (血糖・血圧・脂質) /受診勧奨値を超える人を減らす	● 生活習慣病重症化予防事業	B	継続※3
	● 糖尿病性腎症重症化予防事業	A	継続
ジェネリック医薬品の普及割合が低い /ジェネリック医薬品の普及割合を上げる	● ジェネリック医薬品の差額通知事業	A	継続※4

- A 目標を達成 B 目標は達成できなかったが、目標に近い成果あり C 目標は達成できなかったが、ある程度の効果あり D 効果があるとは言えない E 評価困難
- ※1は住民に対する健康教育、※2は健康支援員事業、※3は特定健康診査事業、※4はジェネリック医薬品啓発・促進事業として事業を継続し、第3期データヘルス計画個別保健事業には掲載しないこととする。
- 生活習慣病予防や医療費削減を目指し、「特定健康診査事業」「特定保健指導事業」を令和6（2024）年度より掲載する。また、「特定健康診査受診勧奨事業・特定健診未受診者対策」を「特定健康診査未受診者勧奨事業」に、「特定保健指導利用勧奨事業」を「特定保健指導未利用者勧奨事業」に名称を変更する。

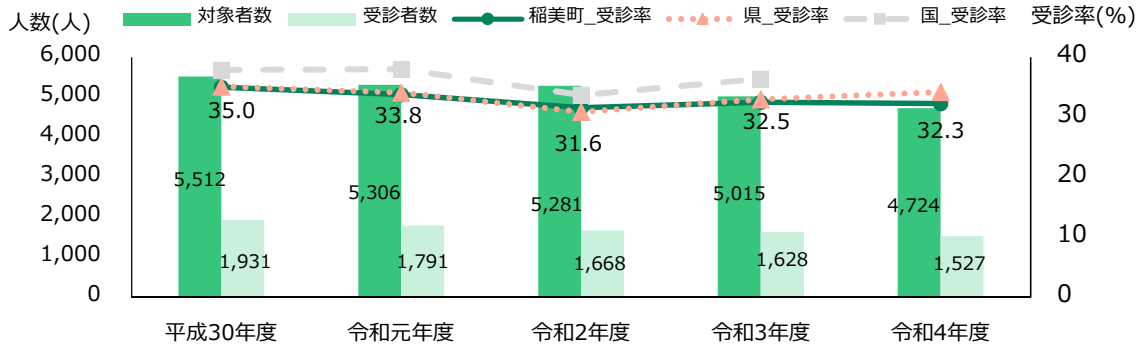
3 国民健康保険の現状（本紙第2章・第3章）



特定健診受診率の経年変化

令和4（2022）年度の特定健診において、対象者数は4,724人、受診者数は1,527人、特定健診受診率は32.3%であり、平成30（2018）年度と比較して減少している。

本紙図表 3-4-1-1：特定健診受診率の経年変化（県・国との比較）

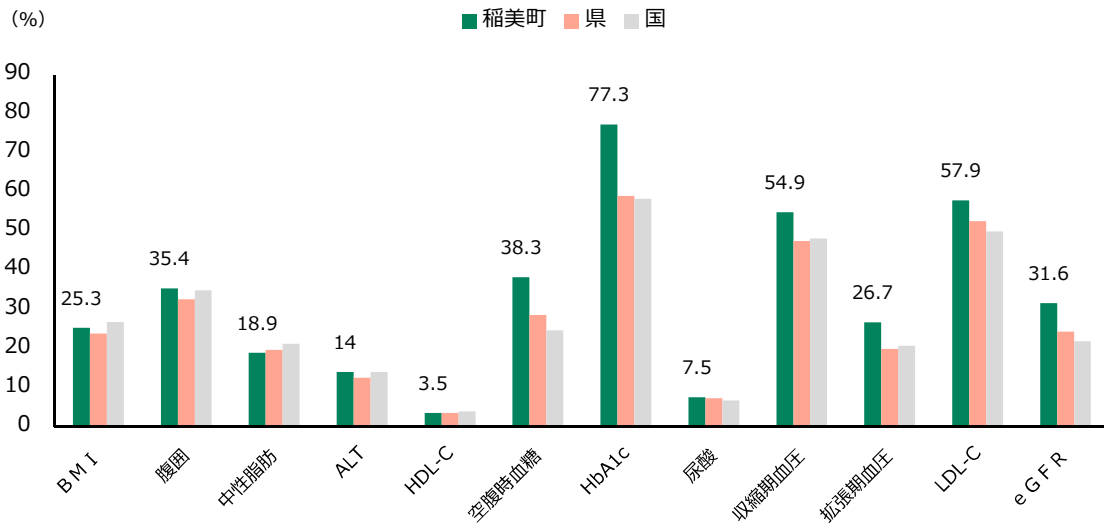


【出典】TKCA013 平成30（2018）年度から令和4（2022）年度

有所見者割合

令和4（2022）年度の特定健診受診者の有所見者の状況は、県・国と比較して「腹囲」「ALT」「空腹時血糖」「HbA1c」「尿酸」「収縮期血圧」「拡張期血圧」「LDL-C」「eGFR」の有所見率が高い。

本紙図表 3-4-2-1：令和4（2022）年度 有所見者割合（県・国との比較）



【出典】KDB 帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式5-2） 令和4（2022）年度

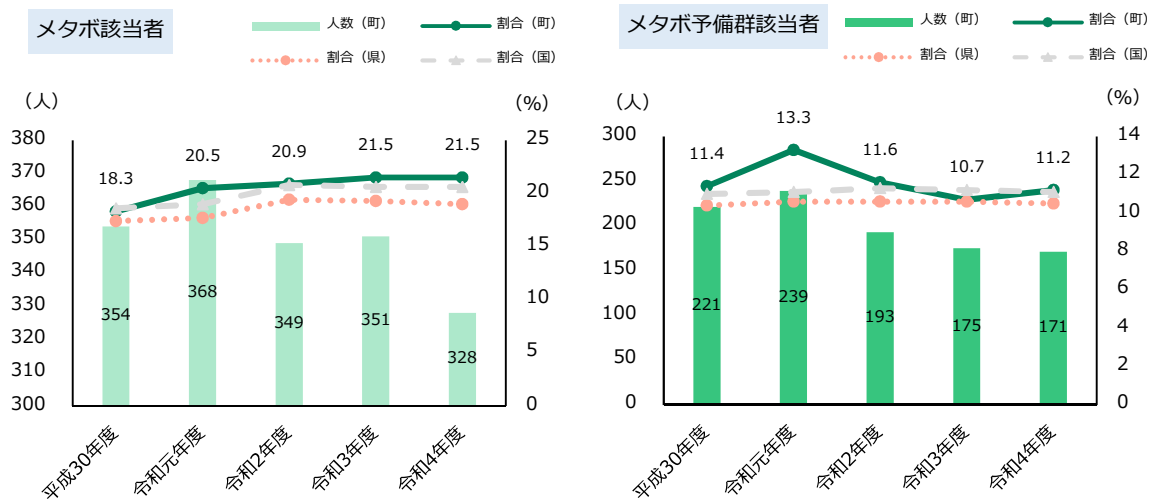
メタボリックシンドローム該当者・予備群割合

令和4（2022）年度の特定健診受診者のメタボリックシンドロームの状況において、メタボリックシンドローム該当者（以下、「メタボ該当者」という。）は328人で、特定健診受診者に占める該当者割合は21.5%であり、県・国より高い。

メタボリックシンドローム予備群該当者（以下、「メタボ予備群該当者」という。）は171人で、特定健診受診者に占める該当者割合は11.2%であり、県・国より高い。

また、経年でみると、メタボ該当者の割合は増加している一方で、メタボ予備群該当者の割合は横ばいとなっている。

本紙図表 3-4-4-1：メタボ該当者・メタボ予備群該当者の割合（県・国との比較）



【出典】KDB 帳票 S21_001-地域の全体像の把握 平成30（2018）年度から令和4（2022）年度 累計

4 第3期データヘルス計画で取り組むべき課題（本紙第4章）

第2期データヘルス計画を踏まえ、現状分析の結果見えてきた課題を示す。いずれの課題もデータヘルス計画全体の目的である健康増進と保険者として努めるべき医療費適正化に必要な課題である。

課題	優先度	現状分析からの示唆
生活習慣病のリスク未把握者が多い	大	<p>特定健診受診率を高めることで、メタボ該当者や糖尿病・高血圧症の疑いのある対象者を把握し、保健指導や医療などの予防のために必要な支援の提供ができる。</p> <p>特定健診受診率は平成30（2018）年度35.0%から令和4（2022）年度32.3%へと減少しており、目標値である60.0%に到達しておらず、第3期も引き続き特定健診受診率が低いことが健康課題となっている。</p>
メタボ該当者・メタボ予備群該当者の割合が大きい	大	<p>肥満や高血圧・高血糖・脂質異常などに複数該当する状態をメタボリックシンドロームと呼び、脳血管障害・心疾患・腎不全など重篤な疾患の発症の危険性が高まるため、生活習慣の改善や保健指導・医療の受診が必要な場合がある。</p> <p>メタボの該当者は328人（21.5%）、メタボ予備群該当者は171人（11.2%）であり、平成30（2018）年度と比較すると、メタボ該当者の割合は増加、メタボ予備群該当者の割合は横ばいとなっており、引き続き第3期で取り組みが必要な健康課題である。</p>
受診勧奨判定値を超える者が多い	大	<p>高血圧・高血糖・脂質異常などの異常値は、脳血管障害・心疾患・腎不全など重篤な疾患の発症に繋がるため、特に受診勧奨判定値を超える場合は適切な医療機関受診が必要である。</p> <p>高血糖において69人が糖尿病の受診を確認できない医療機関未受診者となっている。特に、糖尿病については重症化するリスクの高いHbA1c8.0%以上の該当者は4人であり、平成30（2018）年度の2人から増加しており、引き続き第3期で取り組みが必要な健康課題である。</p>

5 第3期データヘルス計画全体の整理（本紙第4章）

(1) 第3期データヘルス計画の大目的

大目的
第1期及び第2期の効果検証を踏まえた上で、保健事業に取り組み、被保険者の健康の増進・医療費の適正化を目指す。

(2) 個別目的と対応する個別保健事業

個別目的	指標	目標値 (現状値)	対応する個別保健事業
生活習慣病のリスク未把握者を減らす	特定健康診査受診率	60.0% (32.3%)	・特定健康診査事業 ・特定健康診査未受診者 勧奨事業
メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の割合を減らす	メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の割合	メタボ該当者： 18.8%以下 (21.5%) メタボ予備群該当者： 10.7%以下 (11.2%)	・特定保健指導事業 ・特定保健指導未利用者 勧奨事業
受診勧奨値を超える人を減らす	糖尿病未治療者のうち、受診勧奨判定値以上の割合	減少 (4.5%)	・糖尿病性腎症重症化予防事業

※目標値及び現状値の算出方法

- ・生活習慣病のリスク未把握者を減らす : 【目標値】 特定健康診査事業アウトカム
【現状値】 令和4(2022)年度 特定健診受診率法定報告値
- ・メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の割合を減らす : 【目標値】 KDB帳票 地域の全体像の把握 令和4(2022)年度 健診 メタボ・予備群 県
【現状値】 KDB帳票 地域の全体像の把握 令和4(2022)年度 健診 メタボ・予備群 保険者
- ・受診勧奨値を超える人を減らす : 【現状値】 高血圧・糖尿病フローチャート作成ツール 稲美町 令和4(2022)年度
分母：HbA1c実施者数
分子：「3疾患内服なし・HbA1c6.5%以上」及び「3疾患治療中・糖尿病治療なし・HbA1c6.5%以上」の合計

6 特定健康診査等実施計画の事業内容と目標値（本紙第9章）

40歳から74歳の被保険者を対象に、糖尿病等内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）を実施する。また、特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導対象者を特定し、生活習慣や検査値が改善されるように、専門職による保健指導を行う。

本紙図表 9-3-2-1：特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診受診率 (%)	40.2	44.1	48.1	52.1	56.0	60.0
特定保健指導実施率 (%)	37.8	39.3	40.7	42.1	43.5	45.0

稲美町第 3 期国保データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等実施計画（概要版）

発行年月：令和 6（2024）年 3 月

発行：兵庫県稲美町

編集：稲美町 健康福祉部 住民課・健康福祉課

〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡 1-1

T E L（079）492-1212（代表） F A X（079）492-8030